

入札条件（特に定めた契約条件）

- 1 この工事は令和8年度から令和9年度にわたるものである。
- 2 令和8年度の支払いはなく、全額を令和9年度に支払う。
- 3 前払金の総額は入札説明書（入札通知書）に記載のとおりとし、令和9年度に支払う。
受注者は、前払金を受けようとする場合、工事完成期限を保証期限とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 中間前払金の総額は入札説明書（入札通知書）に記載のとおりとし、令和9年度に支払う。
受注者は、3に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の支出年度割の2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、工事完成期限を保証期限とした、保証会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 発注者は予算の理由等により、2から4に規定する前払金の額および中間前払金の額を変更することができる。